

【表紙】

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成21年9月2日 |
| 【会社名】 | 日本通信株式会社 |
| 【英訳名】 | Japan Communications Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 三田 聖二 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都品川区南大井六丁目25番3号 |
| 【電話番号】 | 03-5767-9100 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役 C F O 福田 尚久 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都品川区南大井六丁目25番3号 |
| 【電話番号】 | 03-5767-9100 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役 C F O 福田 尚久 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) |

1 【提出理由】

平成21年5月14日開催の当社取締役会において新株予約権の発行を決議し、そのうち、取締役および監査役を対象とするものについては、平成21年6月23日開催の当社第13回定時株主総会においてストックオプションによる報酬総額が承認されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

(1) 銘柄

日本通信株式会社第12回新株予約権

(2) 発行数

10,000個

(3) 発行価格

無償

(4) 発行価額の総額

178,800,000円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

種類：当社普通株式

数：10,000株

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権行使時に払込みをなすべき金額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に前記(5)に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、17,880円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(7) 新株予約権の割当日

平成21年8月15日

(8) 新株予約権の行使期間

平成21年8月15日から平成26年8月15日まで

（行使請求期間の最終日が金融機関休業日に当たるときは、その直前の金融機関営業日が最終日となる）

(9) 新株予約権の行使の条件

相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによる。

(10) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(11) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(12) 当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役6名、当社監査役4名、当社執行役員3名、当社従業員10名、当社子会社取締役2名、当社子会社従業員3名の計28名に割り当てる。

(13) 勧誘の相手方が提出会社に關係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の關係完全子会社

(14) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約において定めるものとする。

以上